

私の世界法——普遍人類主義を求めて——

山 本 敬 三

(元法学部教授)

(二〇〇一年一月二日 一〇・五〇〜二一・二〇)

広島修道大学三一〇三教室

はじめに

本日の講義は、私が担当している「地域法（外国法）」の今年度最後の講義であります。それだけでなく、私の広島修道大学教授としての最終講義にもなるわけです。そのため地域法（外国法）の講義を聴いている学生諸君のほかに、同僚教授、他学部の教授、職員の方が多数来ていただいております。私としては大変光栄に存じております。

最初におことわりしておきますが、この講義の時間は地域法（外国法）の時間ですが、私の大学における最終講義ですので前期に講義しております「国際私法」の最終講義も含ませていただきたいということです。私としては国際私法の方が専門ですので、こちらの方により重点をおいて講義したいと思います。

本日の講義は「私の世界法」とすこし大きなテーマにさせていただきましたが、これは私が昭和三十一年より始めました

国際私法の研究・教育の底流に「世界法」の思想があり、いわば私の歩んできた「マイウェイ」を振り返り、更に今後の人生に向かう一つの区切りとして、再出発への糸口をつかみたいと考えたからであります。

それでははじめに何故国際私法の道へ入ったかということから始めたいと思います。

昭和二九年に東北大学の法学部を卒業した私は、引きつづき法律の勉強をするため大学院にはいりました。当時の東北大学の大学院では、「私法コース」「公法コース」「基礎法コース」があり入学時にはそのコースを定めるだけでよかったです。「私法コース」にはいりました。その中の特定科目については迷いがありました。はじめ私は民法を考えていました。それは私が法学部在学中に東北大学の無料法律相談所に属していたからです。相談所の所長は中川善之助教授で当時有名な民法、特に家族法の大家でした。相談所を通して中川教授と親しくしていましたし、家族法にも興味がありました。

しかし、私は一方で国際私法に大きな興味をもっていました。昭和二九年当時の日本は長い被占領下のあとでようやく独立国の地位を回復したばかりであり、現在のように国際化しておらず、民法などと異なり国際私法はあまり知られておらず受講する学生も少数でした。しかし私は折茂豊教授の国際私法の講義に新鮮な魅力を感じており、また教授にすすめられて読んだ田中耕太郎博士の「世界法の理論」という本に大きな感動をうけておりました。

ところが修士課程の二年になった時、折茂教授から「広島大学から国際私法の助手を推薦してくれといってきたいるが、行く気はないか」という話がありました。私はこの話に大いに心を動かされました。広島という町にも気を引かれました。終戦後旧朝鮮から引き揚げてふるさと高知に向かう汽車の窓から眺めた廃墟の「ヒロシマ」が臉に焼きついていました。昭和二〇年の九月でしたから原爆が落とされてまだ一ヶ月という生々しい広島姿でした。

そこで中川教授と相談したところ、「これからは日本も国際化が進むであろうから民法を国際的に拡大させる位のつも

りで広島大学に行つてみたらどうか」ということでしたので、早速この話を進めてもらうことになりました。急いで修士論文を書きあげ無事大学院を修了し、昭和三年の春四月広島に向かつて旅立つことになりました。

世界法というもの

本日のテーマは「私の世界法」ですので、はじめに世界法ということについて述べておきます。

一八八八年にドイツの法学者エルンスト・チーテルマンが、オーストリアのウィーンにおいて「世界法の可能性」(die Möglichkeit eines Weltrechts) という講演を行いました。「世界法」という言葉はギリシア時代から断片的には見られましたが、まとまった形で使われたのはおそらくこの講演が最初ではないかと思えます。その約四〇年後、昭和七年から九年にかけて、日本において田中耕太郎博士が「世界法の理論」という大著を公刊しました。

私はこの本を読んで感激し、この基本思想を旨として、今日まで国際私法の研究・教育をおこなつて参りました。それが本日の「私の世界法」となったわけですので、まず田中博士の世界法の考えについて述べてみます。

ところで、田中耕太郎とは何者か。私は毎年講義の際に「田中耕太郎を知っているか」と学生諸君にたずねますが、知っているという学生は全くといっていい程ありません。これでは法学部を卒業する学生としては恥ずかしい限りですので、田中博士について説明することにしていきます。既に御存知の方もありますが、本日も簡単に述べておきます。

おそらく皆様の中で田中耕太郎の名を知っている方の多くは、最高裁判所長官としての田中耕太郎であろうかと思えます。その前に何をしていたか、また長官をやめたあとのことについてはあまり知られていないようです。

田中博士は最初、東京(帝国)大学の教授でした。その専門は商法でした。また法哲学の権威でもありました。専門が

商法であったということが重要です。それがここで見る「世界法」を書く大きな原因と考えられるからです。商法は *Gesellschaft* すなわち利益社会を規制する法です。利益には国境がないので法の世界統一が可能な分野です。手形法や小切手法の統一にはじまり、博士はこの面から世界の私法の統一を更にすすめるために世界法的な考えをもつにいたったものと考えられます。第二次大戦後には、昭和二一年に文部大臣になりました。現在の憲法や教育基本法はその当時にできました。それから次に昭和二二年に参議院議員になりました。緑風会という会派をつくり参議院に「理性の府」という新しい風を送りました。そして、昭和二五年に最高裁判所に入り、長官になりました。当時強かった裁判批判について「裁判批判雑音論」を述べて物議をかもしましたが、歴代長官の中ではきわめて有名な長官でした。

このように立法、行政、司法の三権の重要な地位を占め大きな業績を残しました。

長官を七〇歳の定年でやめてから、今度はオランダのハーグにある「国際司法裁判所」(International Court of Justice-ICJ)の裁判官に日本人としては最初の裁判官として選出されました。これは国連安保理事会と国連総会の選挙によるもので、世界的に著名な人でなければ選ばれません。九年間の長い任期をハーグで送り、無事最後までつとめ、昭和四五年帰国、それから数年後八四歳でなくなりました。日本の法学者で真に世界に誇れる人物といつてよいでしょう。

田中博士の「世界法の理論」は昭和七年から数年かけて全三巻が岩波書店から公刊されましたが、二千頁にもものぼる大著です。そのボリュームにも圧倒されますが、その内容が真にすばらしいものであり、私は常に座右において進むべき一つの指針としております。

また、この本が昭和のはじめに書かれたということは一つの大きな意義をもちます。御存知のように、昭和のはじめは天皇機関説事件や滝川事件などに見られるごとく、わが国では国家主義、国粹主義が横行していました。このような時代

に世界主義的な本を書くことはきわめて勇氣のいることと考えられます。

田中博士の「世界法」の意図するところを一言で申し上げますと、それは国家主義的、民族主義的に考えられてきた法概念を、普遍主義的な法的共同体の上に止揚（アウフヘーベン）しようとする点にあったと言えます。

それは、まず何よりも「法の基礎」について考えております。「法とは何か」ということについては古くからいろいろの見方があります。一九世紀のはじめにはサヴィニーに代表されるドイツ歴史法学派が主流をしました。これは法を民族精神の発露と考え、法は言語と同様に各民族によってつくられるものと考えました。またイギリスではオースチンに代表される分析法学派のような国家主義的法律観が支配的でした。

一九世紀後半になると、今度は法実証主義の影響が強くなりました。ここでは法は国家の実定法のみに限られ、各国の定めた法典の条文のみが問題とされました。このような法実証主義に対しては自由法運動が強く反発し、法を各国法典から解放すること、国家的立法万能主義から解放することを求めました。

田中博士は、このような自由法運動を更に進めて、社会学的方法を主張しております。すなわち、社会規範としての法の認識から出発し、社会法則と法的規範との間に現実的に存在する原因結果の關係の探求を求めております。「社会あるところに法あり」(Ubi societas, ibi ius) の言葉が示すように、法を社会規範と認めるならば、それぞれの社会に対応する法が存在するものであり、「世界社会」の現実的存在を認めるならば、論理必然的にそれに対応する「世界法」というものの存在を認めざるをえない、というものです。そして、このような世界法の存在を認めるならば、それは一国の国民のみではなく、すべての国の国民に共通の基礎をもたねばならないと主張します。田中博士はすべての国民に共通の基礎を自然法に求めております。

そして、このような法的基礎の上に現在の法体系を次のように「世界法」として体系づけております。すなわち、「世界社会」に対応する法としては、国際法、国際私法、統一私法があり、これらを総合して「広い意味の世界法」と考え、このうちの統一私法だけを指して「狭い意味の世界法」と考えています。

私は国際私法を担当しておりますので、国際私法と世界法の関係について述べてみます。

人間の国境を超えた私的生活関係の規整、これが国際私法の任務です。ところで私的生活関係に関する民法や商法、すなわち私法は各国が独自に立法しています。したがって国境を超えた生活関係、たとえば国際取引とか国際結婚などに関しては、どこの国の私法によって規整すべきかの問題が生じます。その際それに関係する複数の国が自国法の適用を主張すれば「法の衝突」という現象が生じます。このような「法の衝突」を解決しなければなりません。従来この「法の衝突」を「国家主権の衝突」と考える国家主義的な国際私法理論が主流を占めておりました。このような国家主義的な考え方に對して、田中博士は国際私法を国家主権や民族の概念から解放することにより、世界法的に解決しようという理論づけをしたものであり、きわめて画期的なものといえます。オランダのジッタなどもこのような考え方を述べております。この見地から国際私法の公序論、反致論、法律関係性質決定論などを分析すると、きわめてよく説明できます。かくして私は田中博士の世界法の考え方を国際私法の解釈論に大幅にとりいれてきました。

私の東北大学の恩師である折茂豊教授は、昭和三二年に日本学士院賞を受賞しました。当時まだ四五歳という若さでした。受賞の対象になったのは「国際私法の統一性」という本ですが、この本の基本には田中博士の「世界法」の思想が底流として流れております。

この世界法の具体的適用を現実の具体的事例の中で考えてみましょう。私が講義で再々用いる例「日航ジャンボ機墜落

事件」を考えてみます。

昭和六〇年八月一二日、東京より大阪に向かっていた日本航空のジャンボ旅客機は、垂直尾翼の故障で迷走状態を続け、ついに群馬県御巢鷹山の上に墜落し五二〇人の死者をだすという世界最大の航空機事故となりました。生存者はわずか四人でした。この事故の原因が垂直尾翼の故障、すなわち機体の欠陥ということで、日本人遺族はジャンボ機のメーカーであるアメリカのボーイング航空機製造会社を相手として損害賠償訴訟を提起しました。この場合まずこの訴訟は日本の裁判所で行なえるのか、あるいはアメリカの裁判所で行うのかという国際裁判管轄権を決定しなければなりません。次に裁判所がきまった段階で今度は日本民法によって裁判をするのか、あるいはアメリカの民法によるのかという準拠法決定の問題があります。このような問題を決定するのは国際私法ですが、このような機能を果たすということは正に世界法ということができます。そして、その結果として現実に適用された日本民法あるいはアメリカ民法も実際は各国の国内法であります。実質的には世界法と考えてよいでしょう。またそれを適用した裁判所も現実には日本裁判所あるいはアメリカ裁判所という国内裁判所でありますが実質的には世界裁判所という機能を果たしているものと考えられます。

昭和三三年頃ですが、私の広島大学での先輩教授がアメリカ留学から帰られて一冊の本をおみやげに下さいました。それは当時アメリカのコロンビア大学の国際法のジェサップ教授が書いた「トランスナショナルロー」(Transnational Law)という本でした。小さな本でしたがその内容はきわめてユニークなものでした。この本を一気に読みあげた私は、その細部や叙述方法などにおいてすくなからぬ差異があるにもかかわらず、本質的にきわめて多くの類似点を田中博士の「世界法の理論」に感じることができました。後年、田中博士自身もジェサップの本を自分の書いた「世界法」に基本的発想において似ていることを述べております。現在世界的に「インターナショナルロー」から「トランスナショナルロー」へと

いう動きがみられますが、このジェサップの本がその先駆的役割を果たしたものといえます。なお、このジェサップ教授も田中博士と同様、ハーグの国際司法裁判所裁判官をつとめたことがあります。

オランダのはなし

ハーグの話ができましたところで、私の体験したハーグそしてオランダについてすこし述べたいと思います。

昨二〇〇〇年は、「日蘭修交四〇〇年」といわれ、いろいろの行事がありました。天皇・皇后もオランダに行かれました。「さまよえるオランダ人」ではありませんが、一隻のオランダ船が豊後沖に漂着したのは、一六〇〇年四月一九日のことでした。一六〇〇年といえば丁度、天下分け目の「関が原合戦」の年です。この船「デ・リーフデ号」の航海長ウィリアム・アダムスはなかなかのインテリであったようで徳川家康に厚遇をうけ、それから日本とオランダの長い交際が始まりました。それは鎖国の時においても「出島」を媒介として細々とではありながら長くつづけられ日本はオランダから多くの影響をうけることができました。そのオランダは国際的な法律に関しても世界的な中心地と考えられています。古くは「国際法の父」といわれるフーゴ・グロチウスを生んでおり、国際法と国際私法の研究がきわめて盛んにおこなわれてきました。後にハーグに国際司法裁判所がつくられることになったのも、そのような背景によるものと考えられます。各国の協力のもとにアメリカのカーネギ財閥が中心となってつくった裁判所は「平和宮」(Peace Palace)の名にふさわしく、豪華なものです。その建物の二階には日本の「西陣織り」が壁面一杯にかけられている「ジャパニーズルーム」があります。

国際司法裁判所は一九四五年に国際連合が発足してからは国連の司法機関として、国家間の紛争を解決する世界裁判所

としての機能を充分に果しております。そこで適用される法は正に世界法といえます。

私は一九七一年から約三ヶ月、そして一九八二年に約三ヶ月このハーグに滞在しました。ハーグでは「ハーグアカデミーオブインターナショナルロー」という協会が主催して、毎年夏に世界の国際法や国際私法の著名な学者を呼んで講義を開いており、世界各国からこれを聴きに多くの研究者が参集します。私も一九七一年の時はこのアカデミーに参加しましたが、この時はアカデミーからスカラシップを得ることができたため、旅費や滞在費はたすかりました。ところがこの三ヶ月の間に英語で論文を書いて提出しなければ帰国できないという義務が課せられました。他人から金を貰うということはなかなか楽ではありません。午前一〇時頃から国際司法裁判所の図書館に入り勉強し、午後はいろいろの国から集った一チーム一二名の若手研究者と討論し合い、それを最終的に論文にまとめるといふきびしい毎日でした。しかし何とか頑張つて論文を書きあげ無事帰国することができました。帰国後それを修正加筆した論文は「A Study on Intertemporal Law Problem in Private International Law」(広島大学政経論叢 一一巻五・六号)として手許にあります。苦心の作品です。

このハーグ滞在中に、たまたま日本の昭和天皇がオランダに来ました。オランダは第二次大戦中日本と敵対関係にありましたので対日感情は悪く、特に天皇は「大元帥陛下」ということで軍の最高指揮官に当たりますので、天皇の訪問については卵や石が車に投げつけられたり、日本の旗が焼かれたりするなど多くの批判行動がありました。「ヒロヒト」と「ヒトラー」を結びつけた「ヒロヒトラー」(HIROHITLER)という言葉がつけられ、激しい批判がなされました。ちなみに昨二〇〇〇年の日蘭修交四〇〇年を記念してオランダを訪問した現天皇に対してはそのようなはげしい批判はありませんでしたが、やはり軽い批判はなされたようです。

はじめてのオランダ生活だから大いにインジョイしようと思っていた第一回目のハーグ生活はこのようなことであまり

楽しい想い出はありません。

しかし、二回目の一九八二年のハーグ生活はきわめて楽しいものでした。この時は文部省在外研究員という資格で行きましたので、この期間中に論文を書きあげるといふ義務もなく、全く自由に大いにインジョイしました。国際司法裁判所に第一代裁判官の田中耕太郎氏はすでにおられませんでしたが、第二代裁判官として小田滋氏が来ておりました。小田裁判官はもとも東北大学の国際法の教授であり私もかねてから親しくさせていただけました。また私の親しい友人がハーグの日本大使館に在勤していたこともまことに幸いでした。ハーグ大使館は毎週日曜の夜、郊外の室内コートを借り切っており、家族も含めてテニスを楽しんでおりました。私もテニスが好きでしたのでそこへ誘っていただいたわけですから午後八時半から約二時間、外国の外交官なども交えて大いに走り廻ります。そしてその後、まだあかるい白夜の空の下で語らいながら飲むビールの味は最高でした。この時の想い出をかって私は「小田判事とテニス」というテーマで「ジュリスト」の中に書いたことがあります。（ジュリスト八二八号、一九八五年一月一五日）

ちなみに、小田裁判官は一九七六年からつとめており、現在まで二五年という長期間ということになります。歴代裁判官の中でも最も長いのではないのでしょうか。その間には裁判所の副所長もつとめました。近く三期目が終わりますので退任されると聞いております。日本としては第三代目の裁判官を推薦するようですが、かなり公知のうわさでは、小和田恒氏のようなのです。彼は現在の皇太子妃である小和田雅子さんの父親にあたります。

『国籍』のこと

私は一九七九年に「国籍」という本を書きました。この本では、国籍の壁によって現実に苦しんでいる人々の生々しい

事例を多数紹介することにより、人間の権利が守られるべきことや、内外人平等への道が開かれるべきことなどを述べてきました。私は「人類は一つ」という普遍人類主義の視点から人道主義を強調したものと自負しております。この本は評判がよく多くの読者にめぐまれました。具体的にわかり易く書いたということもありますが、何よりもその当時このテーマに関する本がほとんどなかったということが大きな理由と考えられます。何事につけ、テーマについて先取りすることの必要性を痛感しました。この本の反響は大きく国内のみならず国外からも多くの手紙をいただきました。国籍に関心をもつ人の多いのに驚いた次第です。

私がこの本を書いた理由はいろいろありますが、私が日本の植民地支配のもとにあつた旧朝鮮において出生し、長くその地で生活したということから、旧朝鮮人の国籍に大きな関心をもつたという点があげられます。もともと「国籍自由の原則」により国籍の得喪に関しては当事者の自由意思が最大限に尊重されるべきであるにもかかわらず、旧朝鮮人の場合にはそれとは異つたきわめて非情な道がとられてきました。一九一〇年の日韓併合により日本国籍を強制的に取得させられることになった彼等は、また一九四五年の日本敗戦により今度は日本国籍を一律に喪失させられることになりました。とくに国籍の喪失に関しましては「国籍選択制度」という世界的な流れに逆行し、またその方法も「法務府民事局長通達」という簡単な方法によってそれが実現されました。このようなやり方についてはその後最高裁判所による追認がなされました（一九六一年四月五日 最高裁大法廷判決）が、私はこれに対して、この本の中で強く批判をしてきました。

そのほかにも植民地支配における同化政策により、日本は言語や氏名や宗教などについても、朝鮮の伝統的なものを次々に剥奪してきました。「国語を使え」と日本語を強制しましたので私達「内地人」も全く朝鮮語を習うことさえできませんでした。朝鮮人にとって最も屈辱的なことは「皇国臣民の誓詞」ではなかったでしょうか。「我等ハ皇国臣民ナリ 忠

誠以テ君国ニ報ゼン」と再々唱和させられていました。いろいろのことがありました。しかし今眼を閉じると幼き日を過した旧朝鮮の美わしき山や河がうかんできます。そして「アリラン」や「トラジ」の唄が聞こえてきます。

私は旧朝鮮のほかに親の転勤にともなう三年間旧満州国でも生活するという貴重な体験をもつことができました。小学生の時ですがこの時は「支那語」という科目がありましたのでこの土地の言葉を習うことができ幸いでした。私はこの言葉が好きでした。

ここでは有名な「ザラストエンペラー」である皇帝溥儀の実物に会う機会がありました。彼が日本の天皇に会うために私の住んでいた町を御召列車で通過する際、私達小学生は駅に並んで旗をふらされたのでした。日本から帰ってきた皇帝が日本から「三種の神器」のコピーみたいなものを持って帰り、満州にも神社のようなものをつくったのにはびっくりしました。

この満州での生活が後に私と「中国残留孤児」を結びつけることになりました。

戦争の結果、中国に残された日本人孤児の話、そしてその彼等が毎年日本に来て親を探している話については、皆様もよく御存じのことと思います。第二次大戦終結の八月一五日のすこし前である八月九日にソ連は日本との間の不可侵条約を破り突然満州国に進攻してきました。逃げまどう日本人の悲劇はあまりにも残酷でした。親子ははなればなれになり、中国人に預けられた子供が多数おりました。彼等にとっては戦後に真の戦争が始まったといえます。戦争は本当に悲しいものです。しかし、中国残留孤児ぐらい戦後を長くひきずっている人達はいないでしょう。満州に住んでいた私自身も一歩間違えば残留孤児になっていたかもしれせん。そんなこともあり、私はこの問題も「国籍」の本の中にとりいれまし

そして翌一九八〇年に、中国残留孤児に会うため中国に旅行することになりました。中国に子供を残してきた人達のグループ二五名の旅行に特別に加えてもらうことができたのでした。そしてこの旅行にはじめてNHK報道陣が参加したことは大きな意義がありました。

私達は北京にはじまり、吉林、長春、ハルビン、瀋陽と大きな都市を廻り、三一六名の孤児に会うことができました。はじめて会う日本人に肉親の情を感じるのか、彼等は握り合う手をいつまでも離そうとしませんでした。親を知ろうとする孤児たちの叫びはどれも悲痛で涙なくして聞けない切実なものばかりでした。

ハルビンでは黒龍江省の知事と会いましたが、彼は「皆さんが孤児を救済しようとする仕事は崇高なものです。しかし、孤児問題の解決は民間団体の力では困難です。政府の積極的な努力こそが必要です。」と述べました。それまで日本政府は孤児救済についてほとんど無関心の状態でした。

私達は帰国してから政府に孤児救済を訴えました。同行したNHK報道陣が旅行の様子を特別番組「再会」にまとめて報道し、大きな感動を国民にあたえました。日本政府はようやく孤児救済に積極的に動きはじめました。すなわち、翌一九八一年三月に四七名の孤児を日本に呼び親探しがはじまり、それから毎年これがつづけられることになりました。私達の「中国の旅」がこのような形で大きく貢献できたことに深い満足感をおぼえる次第です。

世界法としての外国法

これまで国際私法の方に重点をおいて話してきましたが、私は現在、地域法（外国法）の講義をしておりますので、外国法と世界法の関係について述べたいと思います。

現在世界の多くの国は法治国家としてそれぞれの立法権によりそれぞれ独自の法律をもっており、そしてそれらは交通や交流の発達により次第に類似したものになってきております。自国の法をすこしでもよいものに改善しようとする努力が常につづけられています。それはまず「法の比較」に始まるといつてよいでしょう。外国法を自国法と比較し、そこによいものを発見すれば、それを自国法にとりいれようとするのはきわめて自然の流れです。そこに「法の継受」が始まります。そして法の継受が更に広範囲に進むと今度は「法の統一」という方向に進むものと考えられます。かくして外国法は、田中「世界法」の中の「狭義の世界法」を形成するものと考えてよいと思えます。

法の継受をわが国の実際の経験において考えてみます。

日本は長い鎖国の後、明治維新により近代国家として発足することになりました。しかし近代国家に値する近代法をもつていませんでした。そこで急拠近代法の作成にとりかかりました。それは不平等条約の撤廃のためにも必要でした。多くの学者や政治家を欧米に派遣しどの国の法が最も早く日本法にとりいれやすいかを調査しました。全く無から創り出すは大変ですので、どこかの国ですでに使用されている法律を日本法につくり変える方がつとより早いと考えたからです。一方、フランスからはポアソナードという学者を招き立法を依頼しました。

このようにして、憲法、民法、刑法のような基本的法律がヨーロッパ大陸法を継受して作られました。かくして日本法は大陸法系に位置づけられました。

ところが第二次大戦後は全く事情が変わりました。戦争に敗れた日本は、アメリカを中心とする連合国に占領され七年間もそのような状態がつづきました。その間に法の改正が大幅に進みましただけで今度はアメリカを中心とする英米法が多数入ってきました。特に憲法については、「マッカサーノート」などの関係もあり、アメリカの「押しつけ憲法」である

という批判も多く見られます。私個人は或程度押しつけ的要素はあったにしても、この内容はきわめて立派なものとして評価しています。

そのことの評価はさておいて、アメリカ法はいろいろの面で新しい世界をリードしております。そのような例の一つを「製造物責任法」についてみてみましょう。

製造物責任については過失責任より無過失責任へという流れが世界的に確認されます。アメリカ法においてもこの分野における初期の判例である一九一六年のマクファスン対ビュイック事件では「過失なければ責任なし」といういわゆる過失責任主義がとられていました。しかしこれでは被害者の方が加害者に過失のあったことを証明しなければならず被害者の救済が不十分になるおそれがあります。かくして次第に「過失なくとも責任あり」という無過失責任主義の方へ移行していくようになりました。そして一九六三年のグリーンマン対ユーバ・パワー・プロダクツ事件において、カリフォルニア州最高裁判所のトレイナー判事が「メーカーが検査なしに使用されることを知りながらその製品を市場に流通させ、それに欠陥があったため人に損害をあたえた場合には、不法行為法上の厳格責任を負う」と判示し、明確に無過失責任主義を認めるにいたしました。

このアメリカ法の原理はその後次第に多くの国において採用されることになりました。わが国においてはもともと製造物責任は民法の中で過失責任主義的解決がなされてきましたが、一九九四年に「製造物責任法」という特別法が制定され明確に無過失責任主義に移行しております。

ちなみにトレイナー判事は国際私法の権威でありきわめて有名でしたが、私は一九七四年に幸いにサンフランシスコでお会いすることができました。

このようにして、もともと或る国の法原則であったものが他の多くの国によって次第に継受されていき、それが世界的に統一されるような現象を呈することは数多くみられるところです。世界の各国の交流が密になっていくにつれてこのような世界法の形成は益々増えていくものと考えられます。

アメリカの法については現在私自身が「外国法」の講義の中で多く言及しておりますので、私のアメリカ生活についても少し述べたいと思います。

アメリカには戦後再々行く機会がありました。比較的長く滞在し、「生活した」という実感をもったのは一九七三年から七四年にかけてのサンフランシスコの一年でした。国際取引法の研究ということでカリフォルニア大学バークレー校に籍をおきましたが、私はサンフランシスコ市内の「Graham & James」という大きな「ローファーム」に席をあたえられ、国際取引の実務を研修しながら内部から弁護士の生活をみる事ができました。毎朝まず「ローファーム」に通い、そこを基点に必要な応じて「ベイブリッジ」を渡り対岸のバークレーに通うという生活でした。紛争処理型が中心の日本の弁護士と紛争予防型が中心のアメリカの弁護士のちがいを実感する事ができたのは貴重な体験でした。毎朝「ハイ・プロフェッサー」という美わしき金髪のセクレタリーの声に始まるアメリカの生活は快適でした。

当時はニクソン大統領の時代でしたが、それはまた「ウォーターゲート事件」の真最中でもありました。ニクソン大統領の弾劾をめぐりアメリカでは論議がふつとつておりました。大統領は散々ねばりましたが弾劾への可能性は高く弾劾裁判の直前に自ら辞任しました。余談になりますが当時アメリカでは「ストリーキング」(streaking) が盛んに行われていました。真裸で戸外を走りまわるといふこの行為も実はウォーターゲイトと関連があることを知りました。「ニクソンよ、早くすべてを赤裸々に白状し大統領をやめてくれ」といふ国民の願いがこのような若者達の行動になったということです。

パークレー校は何かと時代の先端を走っていましたので、ストリーキングも盛んでした。

あれから二〇数年後、もう一つの大統領弾劾問題が発生しました。クリントン前大統領の「不倫スキャンダル」です。私はこの問題に大きな関心をもち、昨年の英米法の講義の時間には再々この問題を取りあげ批判してきました。一九九九年二月一日、アメリカ連邦上院議会は弾劾裁判の被告となった史上二人目の大統領であるクリントンに無罪評決を下しました。これはアメリカの恥といってよいでしょう。アメリカの大統領ともあるうものが、その執務の中心で聖域であるホワイトハウスにおいて、白昼不倫行為を重ねており、しかもそれを長い間否認してきたという事実は全く言語道断であり呆れかえるほかありません。彼は弾劾裁判の前に自ら辞任すべきでした。それにくらべるとニクソンのウォーターゲイトの盗聴行為は政治に関連する問題であり、まだ救いがあるといつてよいでしょう。

現在日本においては司法制度改革が検討されております。今回ほどこの問題が集中的に広範囲に検討されたことはありません。六月には政府内に設けられた司法制度改革審議会の最終報告がだされる予定です。私はたまたま昨年六月に中国地方の弁護士達とアメリカとカナダの陪審制や法曹一元など司法制度の実態調査に行く機会がありました。そこで感じましたことは、アメリカの司法制度の底流にあるデモクラシーの層の厚さでした。デモクラシーの層のうすい日本でこのようなアメリカの制度を果してどの程度とりいれることが可能かというのが私の疑問です。

たまたまつい最近、アメリカでは大統領の選挙が行われました。ゴア候補とブッシュ候補の勢力伯仲によりこの選挙戦はきわめてはげしいものとなり世界が注目しました。投票用紙が充分判別できないという全くお粗末な初歩的問題はさておいて、多くの法律上の問題が提起され大きな混乱が長い間つづきました。しかし、私が感心したのは、いろいろのことがあったものの、最終的にはアメリカ連邦最高裁判所の決定によって事態が收拾されたということです。私はここにアメ

リカにおける「司法権の優位」(Judicial Supremacy)を見出し、あらためてアメリカの偉大さに感じ入りました。

「アメリカ法はテリブルだ」ということをアメリカ人からも再々聞いたことがあります。たしかにそういう面も多く認められます。しかしなおアメリカ法から学ぶことはきわめて多いというのが英米法を講義してきた私の実感です。

世界的視野で法を学ぶことが何よりも大切です。それによりアメリカのみならず多くの外国法を比較し、よい点を継受し、さらに法の統一がより広く実現されるよう強く望むものであります。

普遍人類社会の確立に向けて

田中耕太郎博士は「世界法の理論」を公刊してから四〇年後、すなわち昭和四七年に「続世界法の理論」(二冊)を公にしました。八二歳の時です。その熱意とエネルギーに感服します。その中では「世界法と平和」「世界法と人権」などが多く書かれています。これはもともと私法の方から研究を始めた博士が、国際司法裁判所で実際に国家間の紛争事例を多数担当された経験から、自己の「世界法」をこの方面においても体系づけようとされたものと思われれます。序文のところで「自分が世界法に興味をもちはじめたのは、結局のところ世界法が世界平和の実現のための必須要件であることに基づく」という言葉がみられます。

博士の究極の目的は、普遍人類社会をつくることであり、「人類は一つ」ということを実現することにあります。博士がしばしば引用する次の古い言葉は、それをよく示しております。

「我等はすべて兄弟ならずや、しかしして、一つの神我等すべてをつくりたまひしにあらずや。」

新しい二一世紀がスタートしました。国家中心であった世紀から、人間中心である世紀へ移らなければなりません。国

家主権から解放され、民族から解放された「一つの世界」、すなわち普遍人類社会が切実にもとめられます。

「世界法」が最も似合う町は広島だと思います。その広島で四五年間、一筋の道を定年まで歩みつづけられました。ことを本当に幸いに思います。田中博士や折茂教授の教えを旨として、今後さらに「私なりの世界法」を求めていきたいと思えます。学生諸君をはじめ多くの皆様から多大の御協力をいただきましたことを感謝します。そして、広島修道大学の限りなき発展を祈ります。これで私の最終講義を終わります。御静聴有難うございました。